

仙台市若年がん患者 在宅療養支援事業

仙台市では、40歳未満の若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要な介護サービス等の利用費用の一部を助成します

助成対象者

①～③全てに該当する方が対象です

① 40歳未満のがん患者（※）

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方に限る

② 申請時および利用時に仙台市内に住所がある方

③ 他の制度において同様の助成を受けていない方

助成対象

サービス等種類	内容	利用上限額	助成額
● 訪問介護	身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）、生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理等の家事）、通院等乗降介助など	月額 70,000円	利用額の 9割を助成 上限63,000円 ※1円未満切捨て
● 訪問入浴介護	浴槽を設置した車等で自宅を訪問、看護職員等による入浴の介助		
● 福祉用具貸与	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト、自動排泄処理装置（交換可能部品除く）		
● 福祉用具購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具		
● 居宅介護支援	サービスの利用に関する相談や事業所との調整、サービス計画の作成等	月額 12,000円	利用額の 10割を助成 上限12,000円

- ・介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業者によるサービスが対象です
- ・利用上限額を超えた費用は、自己負担となります
- ・生活保護受給者または市民税非課税世帯の方は、利用上限額の範囲で全額助成します

利用の流れ

1 利用申請 【利用者 → 仙台市】

以下の書類を、申請先へご提出ください（郵送または窓口へ持参）

- 1 仙台市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第1号）
- 2 仙台市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書（様式第2号）
※意見書の作成にかかる費用負担は、利用者負担になります
- 3 本人確認書類の写し
※生活保護受給世帯の方は、「生活保護費支給票」の写しを併せてご提出ください

2 内容審査と利用決定通知書の送付 【仙台市 → 利用者】

申請内容を審査し、仙台市より結果について郵送します

3 サービスの利用 【利用者】

サービス提供事業者（以下、事業者）と契約を行い、サービス利用を開始してください

4 助成金の申請 【利用者または事業者 → 仙台市】

以下の書類を、申請先へご提出ください（郵送または窓口へ持参）

- 1 仙台市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼交付請求書（様式第7号）
- 2 仙台市若年がん患者在宅療養支援事業実施報告書兼実施確認票（様式第8号）
- 3 事業者が発行した領収書の写し
- 4 事業者が発行した利用明細書の写し（サービスの内容・回数・金額が分かるもの）
 - ・ 請求は1ヶ月単位の請求、複数月まとめた請求のいずれも可能
 - ・ サービスを利用する日が属する年度内に、助成金の申請を行ってください

支払い方法は下記いずれかを選択可能です

償還払い

利用者は、事業者に対して自己負担分も含めて利用料等の全額を一旦支払い、その後利用者が仙台市へ助成金の請求を行う

受領委任払い

利用者は、事業者に自己負担分のみを支払い、その後事業者が、助成金を市へ請求する

5 助成金の交付 【仙台市 → 利用者または事業者】

請求内容を審査し、仙台市より交付決定通知書を郵送の上、指定口座へ助成金を振り込みます

申請先・問合せ先

〒980-8671

宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所6階

仙台市 健康福祉局 健康政策課 管理係

電話:022-214-8198(直通)

窓口受付時間 平日9:00～16:30(年末年始除く)

電話受付時間 平日8:30～17:00(年末年始除く)

Eメール:fuk005520@city.sendai.jp

本事業の詳細は、
仙台市ホームページでも
ご確認いただけます

